

尾鷲市小規模事業者振興資金利子補給金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の小規模事業者に対し、借入金利子の一部を補給することにより、資金調達の円滑化、経営基盤の安定化を促進し、もって市内の小規模事業者の育成及び振興を図ることを目的とする。

(利子補給金の交付対象資金)

第2条 利子補給金の交付対象となる資金は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が行う小規模事業者経営改善資金貸付による設備及び運転資金とする。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者は、主たる事業所又は営業所を市内に有する小規模事業者であって、前条の資金に係る返済を遅滞なく行い、かつ、市税を滞納していないものとする。

(利子補給金の補給率及び期間)

第4条 利子補給金の補給率は設備資金を年0.5パーセント、運転資金を年0.25パーセントとして、期間は1年間とする。

(交付の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、毎年1月から12月に償還した利子について、翌年1月末日までに商工会議所を窓口として、利子補給金交付申請書(第1号様式)に借入金の償還表の写し及び利息支払証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、利子補給金の交付を決定したときは利子補給金交付決定通知書(第2号様式)により、利子補給金の不交付を決定したときは利子補給金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(利子補給金の請求等)

第7条 前条第2項の交付決定通知書を受けた申請者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに利子補給金交付請求書(第4号様式)により、市長に利子補給金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、利子補給金の交付決定を受けたと

き。

(2) 利子補給金の交付に係る施設、又は設備を借入期間内に譲渡又は貸与したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(利子補給金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しの部分に係る利子補給金が既に交付されているときは、利子補給金の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年8月27日から適用する。